

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8347
担当部課名	保健所	生活衛生	課	食品衛生 班
事務事業名	食品衛生事業費		事業コード	12120

1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	生涯にわたる健康づくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第1節	地域保健対策の充実	12年度
施策名	第2施策	快適で安全な生活環境の確保	

2 実施根拠及び関連法令等

食品衛生法、食品衛生法施行令 食品衛生法の施行に関する条例、食品衛生法の施行に関する規則

3 事業概要

(1) 事業の目的 食品の衛生確保及び安全確保を図り、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与する。	(2) 対象(誰、何) 市民 食品関係営業施設・給食施設 対象数 市民 不特定 施設数 12,350
--	--

(3) 平成13年度事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設許可件数 新規 1,072件 更新 528件 計 1,600件 食品営業施設監視指導件数 4,562件 給食施設等監視指導件数 387件 収去検査件数 347件 食中毒関連調査件数 38件 講習会開催回数 70回、受講者数 4,845人 <決算額> 需用費 879千円 役務費 7千円 委託料 3,939千円 備品購入費 142千円 負担金、補助及び交付金 214千円	(4) 総合計画・実施計画における概要 <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生普及事業の推進 食中毒予防講習会等の実施 食品衛生監視指導業務の推進 監視指導の充実強化 (5) 個別計画の概要 計画名 計画年次 年度～年度
---	---

4 評価指標

指標名	許可営業施設監視指導率	報告営業施設監視指導率	収去検査実施率
指標式	監視指導を行った許可営業施設数 / 許可営業施設数 × 100	監視指導を行った報告営業施設数 / 報告営業施設数 × 100	収去検査実施件数 / 年間計画件数 × 100
指標設定の意図	許可営業施設のうち監視指導を行った施設の割合により成果を表す	報告営業施設のうち監視指導を行った施設の割合により成果を表す	収去検査の実施実績により成果を表す

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度
	実績	実績	実績	目標	目標
指標		45	a 48	b 50	50
指標		75	c 90	d 100	100
指標		91	e 101	f 100	100
事業費	決算(予算)額	7,999	5,181	6,162	6,083
	人員・時間数	12人	12人	12人	11人
	人件費	101,040	101,040	101,040	92,620
	その他経費	0	0	0	0
合計	0	109,039	106,221	107,202	98,703
特定財源		0	0	0	0

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 95.7%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		

$\frac{a}{b} = \frac{47.9}{50.0} \times 100 = 95.8\%$	$\frac{c}{d} = \frac{90.2}{100.0} \times 100 = 90.2\%$	$\frac{e}{f} = \frac{101.2}{100.0} \times 100 = 101.2\%$
---	--	--

理由： 食品衛生関係施設の監視率は目標値に届いていない。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か

評価 A ▼	A : 適応している	理由： 近年、食品の安全性に対する国民の関心はますます高まっており、本事業の必要性もさらに増している。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か

評価 A ▼	A : 妥当である	理由： これ以上経費を節減して効果を挙げるのは困難である。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か

評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由： 保健所政令市として市が取り組まざるを得ない事業であり、行政処分に関わる事業について民間に任せることはできない。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか

評価 B ▼	A : 満足できる	理由： 市内での食中毒事件や食品等に対する苦情はなくなっていない。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か

評価 A ▼	A : 有効である	理由： 快適で安全な生活環境を確保する上で、本事業は欠かすことができない。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明： 食中毒等の飲食に起因する事故防止等のため、施設の監視指導や講習会の開催等による食品衛生思想の普及をさらに進める必要がある。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明： 対象施設等も今後増えていくと思われ、これ以上経費を節減することは困難である。</p>

7 総合評価

評価 AA ▼	他自治体の類似事業との比較	他の保健所政令市においても、同様の事業を行っている。
		説明 市民が毎日口にする食品の衛生確保及び安全確保は、BSE(牛海綿状脳症 = 狂牛病)問題以降さらにその重要性が高まっており、事業の継続と一層の拡充が求められている。
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	
<input type="checkbox"/>	見直し	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了	

8 二次評価における変更点